

令和元年度

定期監査報告書

十勝圏複合事務組合
監査委員

十複監査第30号
令和2年3月27日

十勝圏複合事務組合
組合長 米 沢 則 寿 様
十勝圏複合事務組合議会
議 長 有 城 正 憲 様

十勝圏複合事務組合
監査委員 林 伸 英
監査委員 小 野 信 次

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度に実施した定期監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

第1 監査の項目

物品供給に係る契約事務の執行状況について

第2 監査の目的

物品供給に係る契約事務の諸手続や執行状況等が、関係する法令などに基づき適正に執行されているか監査を行い、効率的な行政運営の確保に資することを目的とした。

また、過去の定期監査等における指摘事項等が、措置状況報告書のとおり是正されているか検証を行った。

第3 監査の対象

総務課、帯広高等看護学院、十勝教育研修センター、十勝市町村税滞納整理機構、くりりんセンター、十勝川浄化センター

第4 監査の範囲及び方法

1 範囲

平成31年4月1日から令和元年10月31日までに執行された契約事務

2 方法

監査をする契約事務については抽出を行い、帳簿等の関係書類の提出を求め、これらの書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第5 監査の着眼点

- 1 契約の方法及び手続は適正か。
- 2 随意契約の場合、その理由は適正か。
- 3 予定価格の設定は適切に行われているか。
- 4 契約の執行状況と履行確認は適正か。
- 5 支出手続は適正か。

第6 監査の期間

令和元年11月28日から令和2年3月24日まで

第7 監査の結果

物品供給に係る契約事務の執行状況について、着眼点に沿って監査した結果、おおむね適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

第8 監査結果に関する意見

監査の結果、契約事務の一部に軽微な誤りはありませんでしたが、全体を通して適正に執行されていました。

また、過去の定期監査における指摘事項等につきましても改善が図られていることを確認しました。

契約事務は業務を行う上で基本的な事務でありますので、今後とも法令等の規定に基づき、適正な事務の執行に努められますよう期待いたします。